

保医発0930第2号
平成27年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成27年厚生労働省告示第403号をもって改正され、平成27年10月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成26年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第3節D215の(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)の次に次のように加える。
 - (10) 非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合は、本区分「3」の「ロ」により算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち、腹腔鏡下手術（腹腔鏡下胆嚢摘出術及び腹腔鏡下虫垂切除術を除く。）が行われるものに対し、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合にのみ所定の点数を算定できる。なお、麻酔が困難な患者とは「L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」の(4)に掲げる者をいう。
 - (11) 非侵襲的血行動態モニタリングは、その実施に当たり、動脈圧測定用カテーテル、サーモダイリユーション用カテーテル、体外式連続心拍出量測定用センサー等を用いた侵襲的モニタリングが実施されている場合は、算定できない。
- 2 別添1の第2章第10部第1節第7款K522-2を次のように改める。
 - (1) タラポルフィンナトリウム及び半導体レーザー用プローブを用いて食道悪性腫瘍レーザー焼灼術を実施した場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。
 - (2) 食道悪性腫瘍レーザー焼灼術の実施に当たり、追加照射の可否を判定するための内視鏡検査及び再照射に係る費用は全て所定の点数に含まれ、別に算定できない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
 (平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

- 1 Iの3の(66)のウの次に次のように加える。
 - エ 高度屈曲対応型は、脳動脈瘤治療用フローダイバーターの留置を補助する目的で使用した場合に限り算定できる。

- 2 Iの3の(67)のケの次に次のように加える。
 - コ 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム
 - a 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムは、1回の手術に当たり1個を限度として算定できる。
 - b 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。
 - c 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムを使用するに当たっては、日本脳神経外科学会、日本脳卒中学会及び日本脳神経血管内治療学会作成の「頭蓋内動脈ステント（脳動脈瘤治療用Flow Diverter）適正使用指針」を遵守すること。

- 3 Iの3の(101)の次に次のように加える。
 - (102) 半導体レーザー用プローブ
 - ア 半導体レーザー用プローブは、以下のいずれにも該当する局所遺残再発食道癌に対して使用された場合に限り算定できる。
 - a 外科的切除又は内視鏡的治療等の根治的治療が不可能であるもの
 - b 壁深達度が固有筋層を超えないもの
 - c 長径が3cm以下かつ周在性が1/2周以下であるもの
 - d 頸部食道に及ばないもの
 - e 遠隔転移及びリンパ節転移のいずれも有さないもの
 - イ 半導体レーザー用プローブは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。
 - ウ 半導体レーザー用プローブは、原則として1本を限度として算定するが、追加照射が必要となった場合に限り、更に1本を限度として追加で算定できる。ただし、2本目を算定するに当たっては詳細な内視鏡所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 4 Iの6(3)表に次のように加える。

機能区分	承認番号	新規収載日
187 半導体レーザー用プローブ	22700BZX00165000	平成27年10月1日

- 5 (別紙) 132の(3-2)の次に次のように加える。

(3-3) 脳血管用・高度屈曲対応型

ガイディングカテ・脳血管・Ⅲ

「特定保険医療材料の定義について」
(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの127(3)①のウのii中「ポリメトキシエチルアクリレート」を「ポリメトキシエチルアクリレート等」に改める。
- 2 別表のⅡの127(3)③のイのii中「ポリメトキシエチルアクリレート」を「ポリメトキシエチルアクリレート等」に改める。
- 3 別表のⅡの132(2)中「及び脳血管用(2区分)」を「及び脳血管用(3区分)」に改め、「4区分」を「5区分」に改める。
- 4 別表のⅡの132(3)③のイのiiの次に次のように加える。
 - iii ウに該当しないこと。ウ 脳血管用・高度屈曲対応型
次のいずれにも該当すること。
 - i 脳血管手術を行う際に、脳血管の手術部位に血管内手術用カテーテルを安全に到達させることを目的に使用するガイディングカテーテルであること。
 - ii 大腿の穿刺部位から中大脳動脈領域に到達できるものであること。
 - iii 蛇行血管の屈曲部において内腔を維持する性能が高い構造を有すること。
- 5 別表のⅡの133(1)中「及び脳血管用ステントセット(1区分)」を「、脳血管用ステントセット(1区分)及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(1区分)」に改め、「49区分」を「50区分」に改める。
- 6 別表のⅡの133(2)の次に次のように加える。
 - (23) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム
定義
次のいずれにも該当すること
 - ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴剤」であること。
 - ② 内頸動脈の錐体部から上下垂体部における大型又は巨大かつワイドネック型の頭蓋内動脈瘤(破裂急性期を除く)の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム(デリバリーシステムを含む)であること。
- 7 別表のⅡの186の次に次のように加える。
 - 187 半導体レーザー用プローブ
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(31)医療用焼灼器」であって、一般的名称が「単回使用PDT半導体レーザー用プローブ」であること。
 - (2) 化学放射線療法又は放射線療法後の局所遺残再発食道癌に対して光線力学療

法を実施する際に、PDT半導体レーザに接続し、レーザー光を照射対象に照射するために用いられる半導体レーザー用プローブであること。